自宅待機,集会制限,賃借に係る立ち退き猶予等の追加措置(新型コロナウイルス関連)

【ポイント】

3月29日(日), 国家内閣は, 以下の追加措置(最初の3点は3月30日(月)深夜から適用)を発表しました。

- ●全ての豪州人に対して、買い物や通勤・通学等を除き、自宅での待機を強く要請
- ●屋外・屋内含め家族以外との集会は2人(自分以外1人)に制限
- ●プレイグランド, スケートボード場等閉鎖
- 7 0歳以上の方, 既存症又は併存症を有する 6 0歳以上の方に対して, 自宅での自己隔離を強く要請
- ●コロナウイルスの影響を受けた経済的困窮者の事業用及び居住用の賃借について、今後 6ヵ月間にわたる立ち退きの猶予 (moratorium on evictions) に合意
- ●連邦政府は、コロナウイルスに関する情報アプリと WhatsApp のチャンネル (aus. gov. au/whatsapp) の立ち上げを公表

【本文】

- 1 国家内閣は、以下のとおり、3月30日(月)深夜からの集会等に関する制限を発表しました。
- (1) 国家内閣は、感染拡大を防ぐために、全ての豪州人に対し以下の場合を除き自宅で待機するよう強く求めました。
- ・食料,必需品等の買い物
- ・必要な医療や健康上のケアを行う場合(人道的な理由を含む)
- ・公の場での集会の条件を遵守した運動
- ・在宅での仕事や遠隔学習が困難な場合の通勤・通学
- (2) 国家内閣は、以下の場合を除き、屋外・屋内含め家族以外との集会は2人(自分以外1人)に制限することに合意しました。
- ・同じ世帯の人が一緒に出かける場合
- ·葬儀最大10人,結婚式最大5人
- ※また、これにより、当館窓口にお越しいただく際、状況によっては、窓口ではなく外でお待ちいただく場合がございますので、ご了承ください。
- (3) 国家内閣は、プレイグラウンド、スケートボード場、公の場の屋外のジムを閉鎖すると発表しました。
- 2 国家内閣は、70歳以上の方、既存症又は併存症を有する60歳以上の方に対して、最大限実行可能な範囲で自宅での自己隔離を強く求めました。
- ※在留邦人の皆様におかれましても、上記にあてはまる方は感染を防ぐために最大限実行

可能な範囲で自宅での自己隔離に努めていただき,外出する場合は,他人との接触をできる かぎり回避してください。

- 3 国家内閣は、コロナウイルスの影響を受けたために義務を果たすことができない経済 的困窮者の事業用及び居住用の賃借について、今後6ヵ月間にわたる立ち退きの猶予 (moratorium on evictions) に合意しました。事業用物件に関し、国家内閣は、事業用賃 貸を支援するための介入を支える、財務大臣が承認した共通原則に合意しました。
- 4 連邦政府は、コロナウイルスに関する情報アプリと WhatsApp (aus.gov.au/whatsapp) のチャンネルの立ち上げを公表しました。

詳細は、以下のサイトをご確認ください。

○豪首相府メディア・ステートメント

https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-statement

【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ (新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報, 感染・予防対策, 連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

https://twitter.com/CGJapanSydney

(当館 Facebook)

https://www.facebook.com/CGJSYD/

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい場合は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete